

# 報道資料 3

令和3年1月12日

報道機関各位

健康づくり課長  
営業戦略室長  
商工課長



## 新型コロナウイルス感染症に係る 各種支援策について

全国での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、市内の事業者と市民の皆様を守るため、支援の見直し及び実施を行います。

### 1 事業継続等支援補助金の見直し

雇用の維持と事業の継続の支援を目的に、昨年4月から12月までを対象に交付していましたが、依然として厳しい状況にある事業者がいることから、一部対象者を見直し、必要な支援を継続します。

#### (1) 補助対象者

見直し後	見直し前
①市内に店舗を有し、接待を伴う飲食業又は正社員20人未満の事業者	①市内に店舗を有し、接待を伴う飲食業又は正社員20人未満の事業者
②申請月の直近2か月連続で売上高が前年同月比30%以上減少している。	②令和2年1～12月のいずれかの月で売上高が前年同月比30%以上減少している。
③申請月の直近6か月の総売上高が前年同期比10%以上減少している。	③市税を完納している又は完納に向けた相談を行っている。
④市税を完納している又は完納に向けた相談を行っている。	

#### (2) 補助対象期間 令和3年1月～3月

#### (3) 補助内容

補助メニュー	補助内容等
店舗賃借料補助	店舗賃借料の1/4相当額 (上限10万円/月)
水道料金等補助	上下水道料相当額
固定資産税等額補助	固定資産税相当額
固定費補助	リース料、光熱費、通信費、保険料等(上限10万円/月)

※これまでの内容から変更はありません。

## 2 PCR 検査費用の助成

就職、進学などで感染拡大都道府県との往来を行った方等を新たに対象に加えます。

### (1) 検査対象期間

令和3年1月8日から3月31日までの間に、就職、進学、里帰り出産、冠婚葬祭といったやむを得ない事情により、新潟県が不要不急の往来の自粛を要請した「感染拡大が見られる他都道府県※」との往来等を行い、その14日以内に実施された検査

### (2) 対象・自己負担額

#### ア 対象

無症状で、新潟県が不要不急の往来の自粛を要請した「感染拡大が見られる他都道府県※」との往来のあった人又はその同居人等

※北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、奈良県、京都府、兵庫県、福岡県、沖縄県（1/5 現在）

イ 自己負担額 検査費用から8,000円を引いた額  
※8,000円に満たない場合はその額

### (3) 申込み・検査方法

健康づくり課（電話：0256-34-5443）に電話で申込みいただき、郵送された検査キットで唾液を採取し、指定の検査実施機関に提出して検査費用の自己負担額をお支払いください。後日、検査結果が郵送されます。

既に別の方法で検査を受けて支払いが済んでいる場合は、領収書と助成金の振込先通帳をお持ちの上、健康づくり課に申請してください。

## 3 長期宿泊プラン

感染拡大都道府県からやむを得ない理由で三条市に転入した方との同居に不安がある方を支援するため、三条ホテル旅館組合と三条市が連携して長期宿泊プランを提供します。

### (1) 宿泊費

7泊8日 7,000円（税込み）、14泊15日 14,000円（税込み）

### (2) 予約先

三条ホテル旅館組合

三条ロイヤルホテル（電話：0256-34-8111）

越前屋ホテル（電話：0256-32-6221）

1について 担当：商工課 商工係 川俣 電話：0256-34-5610

2について 担当：健康づくり課 健診係 藤田、佐藤 電話：0256-34-5443

3について 担当：営業戦略室 営業戦略係 会田、廣川 電話：0256-34-5603